

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例施行規則及び静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第35号

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例施行規則及び静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則の一部を改正する規則

(静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例施行規則（昭和33年静岡県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例（昭和54年静岡県条例第32号）第7条の規定に基づき、職業能力開発施設の訓練科、<u>訓練生定員</u>、訓練期間その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(訓練科等)</p> <p>第1条の2 職業能力開発施設の普通課程の訓練科、定員及び訓練期間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 職業能力開発施設の短期課程の訓練科、定員及び訓練期間については、別に定める。</p> <p>(訓練経費)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 短期課程の訓練（前項に規定する短期課程の訓練を除く。）は、有料とし、その額は、別に定める。</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。ただし、短期課程の訓練の休業日は、これによらないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(訓練計画)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例（昭和54年静岡県条例第32号）第7条の規定に基づき、職業能力開発施設の訓練科、<u>学生の定員</u>、訓練期間その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(訓練科等)</p> <p>第1条の2 職業能力開発施設の普通課程及び<u>専門課程</u>の訓練科、定員及び訓練期間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 職業能力開発施設の短期課程及び<u>専門短期課程</u>の訓練科、定員及び訓練期間については、別に定める。</p> <p>(訓練経費)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 短期課程の訓練（前項に規定する短期課程の訓練を除く。）<u>及び専門短期課程の訓練</u>は、有料とし、その額は、別に定める。</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>短期課程及び専門短期課程</u>の訓練の休業日は、これによらないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(訓練計画)</p>

第3条の2 訓練の教科及び訓練時間数（以下「訓練計画」という。）は、職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例（平成25年静岡県条例第42号）第4条に定める基準により、年度ごとに校長が定める。

2・3 （略）

（入校時期）

第4条 普通課程の訓練を受ける者の入校時期は、毎年4月とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 短期課程の訓練を受ける者の入校時期は、校長が定める。

（入校資格）

第5条 （略）

（入校願書等）

第6条 職業能力開発校の普通課程の訓練科に入校しようとする者は、様式第1号による入校願書を校長に提出しなければならない。

2 職業能力開発校の短期課程の訓練科に入校しようとする者は、別に定める受講申込書を校長に提出しなければならない。

3 障害者職業能力開発校に入校しようとする者は、様式第2号による入校願書とその入校しようとする者の住所を管轄する公共職業安定所の長を経由して校長に提出しなければならない。

（入校）

第7条 職業能力開発校の入校は、校長が許可する。

2 （略）

第8条 普通課程の訓練科に入校を許可された者は、様式第3号による誓約書を入校後所定

第3条の2 訓練の教科及び訓練時間数（以下「訓練計画」という。）は、職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例（平成25年静岡県条例第42号）第4条から第8条までに定める基準により、年度ごとに校長が定める。

2・3 （略）

（入校時期）

第4条 普通課程及び専門課程の訓練を受ける者の入校時期は、毎年4月とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 短期課程及び専門短期課程の訓練を受ける者の入校時期は、校長が定める。

（入校資格）

第5条 （略）

（入校）

第6条 職業能力開発校及び職業能力開発短期大学校の入校は、校長が許可する。

2 （略）

の期間内に校長に提出しなければならない。

2 誓約書に連署する保証人は、静岡県内に居住する者で、独立の生計を営み、入校を許可された者の身上に関する一切の責を負うに足るものでなければならない。

3 前項の保証人に異動を生じたときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(退校願)

第9条 普通課程の訓練科並びに職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の訓練科に入校した者が病気その他やむを得ない事情により途中で退校しようとするときは、様式第4号による退校願を校長に提出しなければならない。

(退校)

第10条 (略)

(修了証書)

第11条 校長は、所定の訓練課程を修了した者に、様式第5号による修了証書を授与する。

(ほう賞)

第12条 校長は、品行方正、成績優秀であつて、他の生徒の模範となる者をほう賞することができる。

(訓練の援助)

第13条 校長は、事業主等の行なう職業訓練について援助を行なうことができる。

2 (略)

(実施細目)

第14条 (略)

(退校)

第7条 (略)

(褒賞)

第8条 校長は、品行方正、成績優秀であつて、他の学生の模範となる者を褒賞することができる。

(訓練の援助)

第9条 校長は、事業主等の行なう職業訓練について援助を行うことができる。

2 (略)

(実施細目)

第10条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1の1の表静岡県立浜松技術専門校の項中

機 械 技 術 科	30人		1年
建 築 科	20人		1年

を

機 械 技 術 科	20人		1年
建 築 科	10人		1年
設 備 技 術 科	10人		1年

に改める。

別表第1の2の表を別表第1の3の表とし、別表第1の1の表の次に次の1表を加える。

2 職業能力開発短期大学校

名 称	訓 練 科	定 員		訓練 期間
		1年	2年	
静岡県立工科短期大学校	機械・生産技術科	20人	20人	2年
	機械・制御技術科	30人	30人	2年
	電気技術科	20人	20人	2年
	建築設備科	20人	20人	2年
	情報技術科	20人	20人	2年
	電子情報技術科	20人	20人	2年

別表第2の1の表普通課程の項中「中学校を卒業した者」の次に「若しくは同法による義務教育学校を卒業した者」を加え、同表短期課程の項中「専門課程」の次に「若しくは特定専門課程」を加え、「認められる者」を「認められる者」に改め、「若しくは専修訓練課程」を削る。

別表第2の2の表を別表第2の3の表とし、別表第2の1の表の次に次の1表を加える。

2 職業能力開発短期大学校

訓練課程	入 校 す る こ と が で き る 者	
専門課程	高等学校卒業者等	
専門短期 課 程	在 職 者 コ ー ス	職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者
短期課程	1級技能士 コ ー ス	別に定める訓練科に関し、普通課程の普通職業訓練若しくは専門課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練を修了した者若しくは2級の技能検定に合格した者であつて、その後相当程度の実務の経験を有するもの又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者
	2級技能士 コ ー ス	別に定める訓練科に関し、普通課程の普通職業訓練若しくは専門課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練を修了した者であつて、その後相当程度の実務の経験を有するもの又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者
	単一等級技 能士コース	別に定める訓練科に関し、普通課程の普通職業訓練若しくは専門課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練を修了した者であつて、その後相当程度の実務の経験を有するもの又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者

管理監督者 コース	管理者又は監督者の職務に従事しようとする者又は従事している者
在職者 コース	普通課程の普通職業訓練を修了した者又はこれと同等以上の技能を有すると認められる者
求職者 コース	職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者

様式第1号から様式第5号までを削る。

(静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則の一部改正)

第2条 静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則（平成25年静岡県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例（平成25年静岡県条例第42号。以下「条例」という。）<u>第4条第3項</u>の規定に基づき、静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職業訓練の基準)</p> <p>第2条 条例<u>第4条第3項</u>に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例（平成25年静岡県条例第42号。以下「条例」という。）<u>第8条</u>の規定に基づき、静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職業訓練の基準)</p> <p>第2条 条例<u>第8条</u>に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>別表第5の付表の訓練科の欄に掲げる訓練科に係る専門課程の高度職業訓練については、別表第5に定めるところにより行われるものを標準とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1の付表設備技術科の項中

訓練期間 2年	建物その他	教室 実習場
訓練時間 総時間 2,800時間	物 機械	冷凍空調機器整 備用機械類 管工作用機械類 溶接用機械類
270時間	その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図 用具類 教材類

を

訓練期間 1年	建物その他	教室 実習場
訓練時間 総時間 1,400時間	物 機械	管工作用機械類 溶接用機械類
270時間	その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図 用具類 教材類

に、

空調、給排水設備等の施工等における技能及びこれに関する知識	2 専攻		
	(1) 学科	400時間	
	ア 配管概論		
	イ 給排水衛生設備		
	ウ 自動制御		
	エ 空調設備		
	オ 設備製図		
	カ 冷凍空調法		
	キ 施工法		
	(2) 実技	620時間	
	ア 配管施工実習		
	イ 冷媒配管実習		
	ウ 制御配線実習		
	エ 設備施工実習		
	オ 運転及び調整実習		
	カ 整備実習		
	キ 検査実習		

を

空調、給排水衛生設備等の管工事及び設備の取付けにおける技能及びこれに関する知識	2 専攻		
	(1) 学科	200時間	
	ア 配管概論		
	イ 給排水衛生設備		
	ウ 空調設備		
	エ 設備製図		
	オ 配管施工法		
	(2) 実技	310時間	
	ア 配管施工実習		
	イ 検査実習		

に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第2条関係）

専門課程の高度職業訓練

1 教科

- (1) 訓練科ごとの教科について最低限必要とする科目は、次の付表の教科の欄に定める基礎学科、基礎実技、専攻学科及び専攻実技の科目とする。
- (2) (1)に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができ

る。

2 訓練期間

- (1) 訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間は、次の付表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。
- (2) (1)に定める訓練期間は、1年を超えて延長することはできない。

3 訓練時間

訓練科ごとに最低限必要とする訓練の総時間及び教科ごとの訓練時間は、次の付表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。

4 設備

- (1) 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、次の付表の設備の欄に定めるとおりとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、静岡県立職業能力開発施設の設備の細目は、職業能力開発促進法施行規則別表第6第4号2の例による。

付表

訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教 科	訓練期間及び訓練時間	設 備	
				種 別	名 称
機械・生産技術科	機械加工並びに機械及び計測の制御における基礎的な技能並びにこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 ア 制御工学概論 イ 電気工学概論 ウ 情報工学概論 エ 材料工学 オ 力学 カ 基礎製図 キ 生産工学 ク 安全衛生工学 (2) 実技 ア 基礎工学実験 イ 電気工学基礎実験 ウ 情報処理実習	訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2,800時間 350時間 215時間	建物その他 他の工作物 機械 その他	教室 実習場 測定室 製図室 実験室 情報処理実習室 工作用機械類 実験用機械類 情報処理用機器類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類 ソフトウェア類

	<p>数値制御加工 機械による工 作、CAD・ CAMによる 設計及び製造 等機械加工に おける技能及 びこれに関す る知識</p>	<p>エ 安全衛生作業法</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア 機構学</p> <p>イ 機械加工学</p> <p>ウ 数値制御</p> <p>エ 油圧・空圧制御</p> <p>オ シーケンス制御</p> <p>カ 測定法</p> <p>キ 機械設計及び製図</p> <p>(2) 実技</p> <p>ア 機械加工実習</p> <p>イ 制御工学実習</p> <p>ウ 測定実習</p> <p>エ 設計及び製図実習</p>	<p>350時間</p> <p>610時間</p>		
<p>機械・ 制御技 術科</p>	<p>機械加工並び に機械及び計 測の制御にお ける基礎的な 技能並びにこ れに関する知 識</p>	<p>1 基礎</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア 制御工学概論</p> <p>イ 電気工学概論</p> <p>ウ 情報工学概論</p> <p>エ 材料工学</p> <p>オ 力学</p> <p>カ 基礎製図</p> <p>キ 生産工学</p> <p>ク 安全衛生工学</p> <p>(2) 実技</p> <p>ア 基礎工学実験</p> <p>イ 電気工学基礎実験</p> <p>ウ 情報処理実習</p> <p>エ 安全衛生作業法</p> <p>2 専攻</p>	<p>訓練期間 2年</p> <p>訓練時間 総時間 2,800時間</p> <p>350時間</p> <p>215時間</p>	<p>建物その 他の工作 物</p> <p>機械</p> <p>その他</p>	<p>教室 実習場 測定室 製図室 実験室 情報処理実習室 工作用機械類 実験用機械類 情報処理用機器 類 器具類 計測器類 製図器及び製図 用具類 教材類 ソフトウェア類</p>
	<p>機械及び計測</p>				

	<p>の制御並びにメカトロニクス機器の設計及び製作における技能並びにこれに関する知識</p>	<p>(1) 学科 ア 機械工学 イ メカトロニクス工学 ウ 制御工学 エ 計測工学 オ 電子工学 カ コンピュータ制御 キ システム設計</p> <p>(2) 実技 ア 機械工学実験・実習 イ メカトロニクス実習 ウ 制御工学実験 エ 電子工学実験 オ コンピュータ制御実習 カ 設計及び製図実習</p>	<p>315時間</p> <p>610時間</p>		
電気技術科	<p>電気エネルギー及び情報信号の伝送等に関する設計及び調整等における基礎的な技能及びこれに関する知識</p> <p>電気エネルギー</p>	<p>1 基礎</p> <p>(1) 学科 ア 情報工学概論 イ 電磁気学 ウ 電気回路 エ 電子工学 オ 制御工学 カ 生産工学 キ 安全衛生工学</p> <p>(2) 実技 ア 電気工学基礎実験 イ 電子工学基礎実験 ウ 電子回路基礎実験 エ 情報工学基礎実習 オ 安全衛生作業法</p> <p>2 専攻</p>	<p>訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2,800時間</p> <p>385時間</p> <p>280時間</p>	<p>建物その他の工作物</p> <p>機械</p> <p>その他</p>	<p>教室 実験室 実習室 製図室 情報処理実習室 電気機器工作用機械類 実験用機械類 情報処理用機器類 器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類 ソフトウェア類</p>

	建築設備に関する企画、設計及び施工における技能及びこれに関する知識	シ 関係法規 (2) 実技 ア 基礎工学実験 イ 基礎製図 ウ 情報処理実習 エ 安全衛生作業法 2 専攻 (1) 学科 ア 建築計画 イ 建築構造 ウ 建築設備及び材料 エ 制御工学 オ 建築設備施工 カ 熱力学及び流体力学 (2) 実技 ア 建築設備実験 イ 制御工学実験 ウ 施工図実習 エ 建築設備施工実習 オ 検査及び保守実習	215時間		
			280時間		
			535時間		
情報技術科	コンピュータによるシステム設計及びプログラム設計等における基礎的な技能及びこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 ア 電子工学概論 イ 情報数学 ウ 計算機工学 エ ソフトウェア工学 オ 生産工学 カ 安全衛生工学 (2) 実技 ア 情報数学演習 イ ソフトウェア工学基本	訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2,800時間 315時間 250時間	建物その他 機械 その他	教室 実習場 実験室 空気調和装置 中央演算処理装置類 情報処理用機器類 器具及び用具類 計測器類 教材類 ソフトウェア類

	<p>コンピュータによるシステムの設計における技能及びこれに関する知識</p>	<p>実習 ウ 計算機工学実習 エ 安全衛生作業法</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 学科 ア データ通信工学 イ オペレーティングシステム ウ データ工学 エ 図形処理工学</p> <p>(2) 実技 ア ソフトウェア工学実習 イ 情報工学実習 ウ データ通信実習 エ 図形処理実習</p>	<p>395時間</p> <p>465時間</p>		
電子情報技術科	<p>電子機器及び通信機器の伝送等に関する設計並びに調整等における基礎的な技能並びにこれに関する知識</p>	<p>1 基礎</p> <p>(1) 学科 ア 電気電子工学 イ 情報通信工学 ウ 電子情報数学 エ 組込みシステム工学 オ 環境・エネルギー概論 カ 生産工学 キ 安全衛生工学</p> <p>(2) 実技 ア 電気電子工学実験 イ 電子回路基礎実習 ウ 情報通信工学基礎実習 エ 組込みソフトウェア基礎実習 オ 機械工作実習</p>	<p>訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2,800時間</p> <p>330時間</p> <p>300時間</p>	<p>建物その他の工作物 機械</p> <p>その他</p>	<p>教室 実習場 実験室 電子機器工作用機械類 実験用機械類 通信・制御用機械類 器具類 計測器類 教材類 ソフトウェア類</p>

電子機器及び移動体通信機器の組込み等に関する設計並びに調整等における技能並びにこれに関する知識	カ 安全衛生作業法	345時間		
	2 専攻			
	(1) 学科	480時間		
	ア 計測技術			
	イ インタフェース技術			
	ウ 複合回路技術			
	エ マイクロコンピュータ工学			
	オ ファームウェア技術			
	カ 組込みオペレーティングシステム			
	キ 情報端末・移動体通信技術			
	(2) 実技			
	ア マイクロコンピュータ工学実習			
	イ インタフェース製作実習			
	ウ 複合回路実習			
	エ 電子回路設計製作実習			
	オ 組込み機器製作実習			
	カ ファームウェア製作実習			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例施行規則の規定及び様式により提出されている誓約書及び退校願については、なお従前の例による。

(静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則別表第1の付表に規定する設備技術科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの規則の施行後に行われる普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例による。